

小倉内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍）
提出資料

こどもまんなか
こども家庭庁

「児童手当の拡充」

〈こども・子育て政策の強化について（試案）（令和5年3月31日）〉（抄）

Ⅲ 今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策

（こども・子育て支援加速化プラン）

- 2030年代に入るまでのこれからの6～7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであり、少子化対策は待ったなしの瀬戸際にある。このような認識の下、取組を加速化させるため、今後3年間で集中取組期間として、「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）に取り組む。
- 加速化プランで掲げる以下の各項目については、次のような考え方にに基づき、優先的に取り組む。
 - ① 国際比較において相対的に割合が低い現金給付政策を強化する。その際、まず、全てのこどもの育ちを支える経済的支援の基盤を強化する。

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

- （前略）若い世代の所得を増やすための経済政策とあわせて、子育てに係る経済的負担を軽減するため、以下の各施策に取り組む。
 - （1）**児童手当の拡充～全てのこどもの育ちを支える制度へ～**
 - 児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃して、支給期間を高校卒業まで延長するとともに、多子世帯が減少傾向にあることや経済的負担感が多子になるほど強いこと等を踏まえ、手当額についても、諸外国の制度等も参考にしつつ、見直しを行う。
 - 対象や金額など見直しの具体的内容については、今後、財源の議論と併せて検討し、骨太の方針2023までに結論を得る。

児童手当制度の概要

1. 施策の目的

- 家庭等の生活の安定に寄与する。
- 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

2. 施策の内容、実施主体等

| 支給対象 | <p>中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで) ※対象児童約1,591万人(うち特例給付 約163万人) (令和3年度年報(令和4年2月末))</p> | 所得制限 (夫婦と児童2人) | <p>所得限度額(年収ベース) 960万円未満 ※<u>年収1,200万円以上の者は支給対象外(令和4年10月支給分以降)</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|-------------------|---|---------|-------|--------|--------------|--|------|--|-----|---------|------|----------|---------|---------|-------|--------|--------------|------------------|-------|--------|--|-------|--------|-----------|------|-------|--------|--|-------|--------|--------------|------------------|-------|--------|--|-------|--------|
| 手当月額 | <ul style="list-style-type: none"> 0~3歳未満 一律15,000円 3歳~小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) 中学生 一律10,000円 所得制限以上 一律 5,000円(当分の間の特例給付) | 受給資格者 | <ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 実施主体 | 市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 支払期月 | 毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用負担 | <p>財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金(※)で構成 ※ 事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当されている。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0歳~3歳未満</td> <td>児童手当</td> <td>事業主 7/15</td> <td>国 16/45</td> <td>地方 8/45</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td></td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳~中学校修了前</td> <td>児童手当</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td></td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td></td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 被用者 | | | 非被用者 | | 公務員 | 0歳~3歳未満 | 児童手当 | 事業主 7/15 | 国 16/45 | 地方 8/45 | 国 2/3 | 地方 1/3 | 所属庁 10/10 | 特例給付 (所得制限以上) | 国 2/3 | 地方 1/3 | | 国 2/3 | 地方 1/3 | 3歳~中学校修了前 | 児童手当 | 国 2/3 | 地方 1/3 | | 国 2/3 | 地方 1/3 | 所属庁 10/10 | 特例給付 (所得制限以上) | 国 2/3 | 地方 1/3 | | 国 2/3 | 地方 1/3 |
| | | 被用者 | | | 非被用者 | | 公務員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0歳~3歳未満 | 児童手当 | 事業主 7/15 | 国 16/45 | 地方 8/45 | 国 2/3 | 地方 1/3 | 所属庁 10/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特例給付 (所得制限以上) | 国 2/3 | 地方 1/3 | | 国 2/3 | 地方 1/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3歳~中学校修了前 | 児童手当 | 国 2/3 | 地方 1/3 | | 国 2/3 | 地方 1/3 | 所属庁 10/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特例給付 (所得制限以上) | 国 2/3 | 地方 1/3 | | 国 2/3 | 地方 1/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財源内訳 | <p>[給付総額] 1兆9,442億円 (1兆9,988億円) (内訳)国負担分 :1兆 637億円(1兆 951億円) うち特例給付 349億円 地方負担分 : 5,318億円(5,476億円) うち特例給付 175億円 事業主負担分 : 1,562億円(1,637億円) ※()内は令和4年度予算額 公務員分 : 1,924億円(1,925億円) うち特例給付 29億円</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

○ 試案に盛り込んだ所得制限の撤廃、支給期間の高校卒業までの延長、多子世帯への配慮に関して、「こども政策の強化に関する関係府省会議」においては、以下のような指摘・議論がなされた。

○ 子育てをしている人としていない人の間で、また子育てをしている人の間でも分断を生じさせないという視点も大切。全世代型社会保障構築会議では、委員から、児童手当の所得制限は子育て世代を分断することになってしまっているとの意見もあった。税財源での給付には所得制限はあってしかるべきということはある一方で、子育て世代を皆で支援しているというメッセージ性からは、児童手当の所得制限を見直すことも考えられる。（有識者発言）

○ 所得制限の問題は、年収が1千万を超えている方も、特に都会では、ゆとりのある生活をしているわけではないということから提起されているのではないか。（有識者発言）

○ 現金給付が増えたとしても、出生率はそんなに反応しない。所得制限を撤廃すべきという声は、子育てに対する負担感からではないかと思う。（有識者発言）

○ 出生数を増やすためにはボリュームゾーンへの支援策が重要
・ 児童手当の所得制限の撤廃 + 18歳までの延長
→ 全員が経済的支援を享受（有識者提出資料）

年代層別の少子化対策の課題

③これから勤労・出産をする層

高校生への支援は出生率 + 良質な労働投入に寄与

高校生への経済的支援の少なさ（児童手当がないなど）が、多くの高校生のポテンシャルを削いでいる。

（有識者提出資料）

18歳まで児童手当が受けられるようにしてほしい。義務教育の時より高校生はお金がかかる。

（有識者提出資料）

○ 2.現金給付

➢ 出生率回復のためには、〈現金給付の一層の拡充〉は必要。

➢ 王道は児童手当の増額 → ダイレクトに経済的負担を軽減できる。

➢ 多子世帯を手厚く支援すること。支給対象年齢の引き上げ。（有識者提出資料）

多子世帯の状況等

○ 夫婦の出生こども数を約20年前と比較すると、3人以上の割合が特に減少している。また、こどもが3人以上の世帯で暮らしの状況が「苦しい」と回答した割合が大きい。

○ 夫婦の出生こども数の分布（結婚持続期間15～19年）

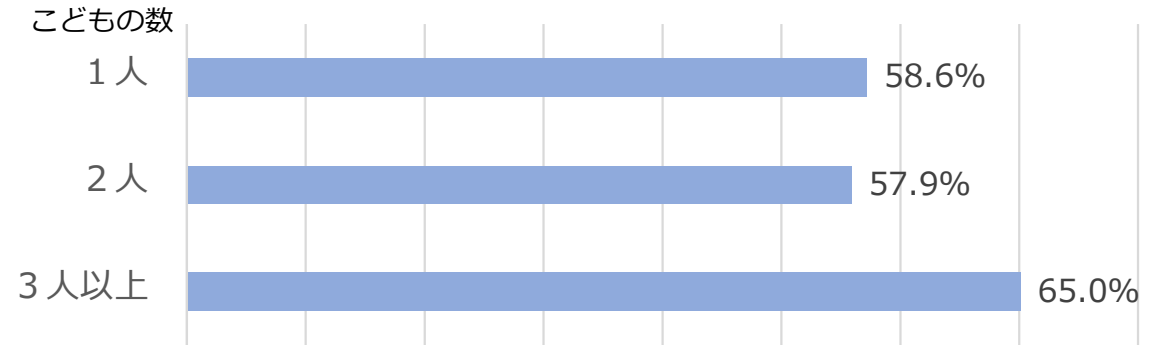
| | 0人 | 1人 | 2人 | 3人以上 |
|-------|-----|------|------|------|
| 2002年 | 3.4 | 8.9 | 53.2 | 34.4 |
| 2021年 | 7.7 | 19.7 | 50.8 | 21.8 |

こどもの数が1人以上における割合

| | 1人 | 2人 | 3人以上 |
|-------|------|------|------|
| 2002年 | 9.2 | 55.1 | 35.6 |
| 2021年 | 21.3 | 55.0 | 23.6 |

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)

○ 暮らしの状況が「苦しい」と回答した世帯割合（こどもの数別）



(出所) 厚生労働省「2021（令和3）年国民生活基礎調査」

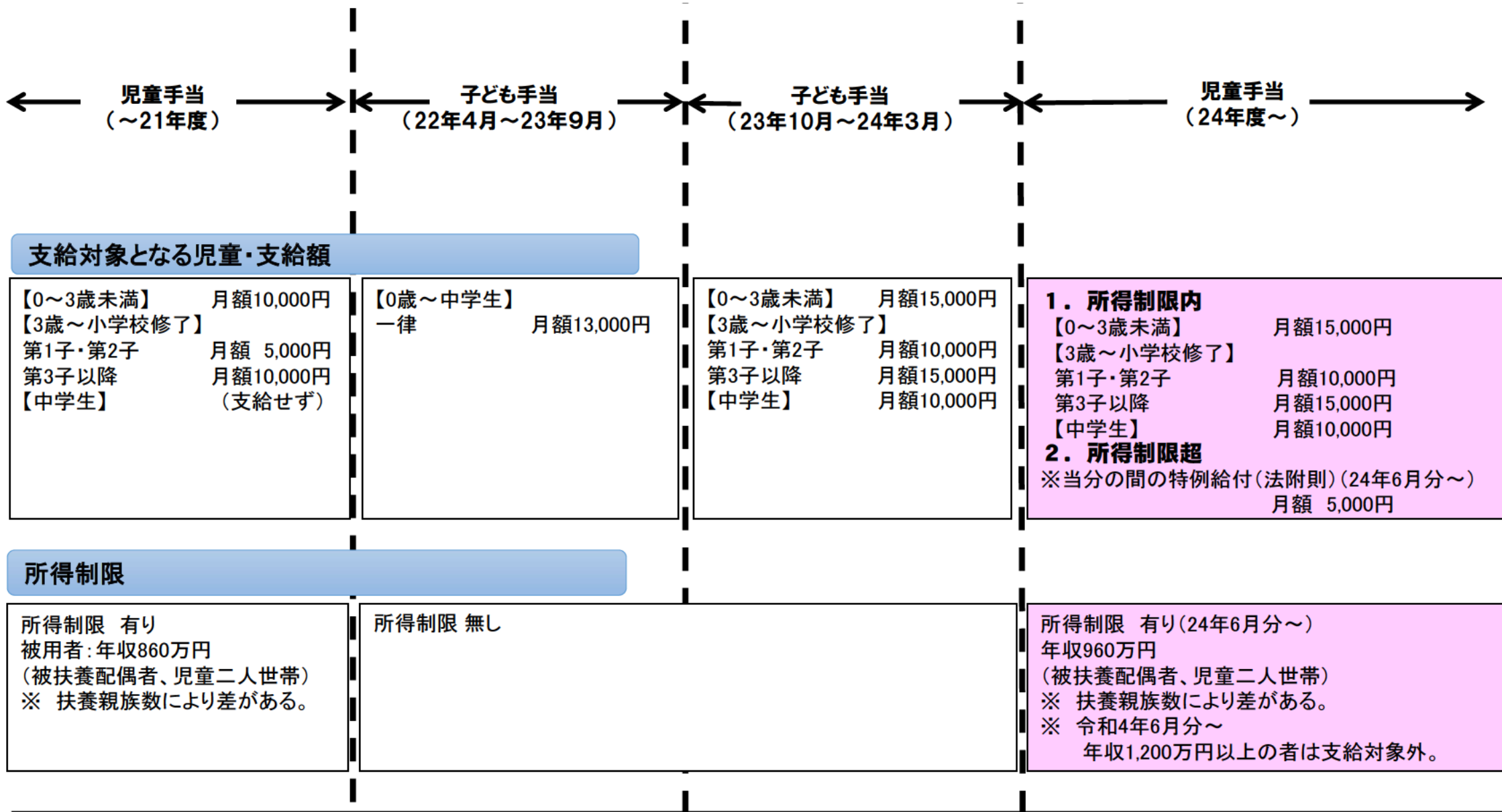
○ 諸外国の児童手当制度

| ドイツ | フランス | イギリス | スウェーデン |
|---|---|---|---|
| 児童手当 (Kindergeld) | 家族手当 (Allocations familiales) | 児童手当 (Child Benefit) | 児童手当 (Barnbidrag) |
| 第1・2子 219€ 第3子 225€ 第4子以降 250€ | 第2子 132.08€ 第3子以降 169.22€ ※14歳以上に加算有 り +16.51€~66.04€ | 第1子 21.15 £/w 第2子以降 14.00 £/w ※給付額の基準は週 単位 | 第1子 1,250SEK 第2子 1,400SEK 第3子 1,830SEK 第4子 2,260SEK 第5子以降 2,500SEK |

(出所) 厚生労働省「2021年 海外情勢報告」

(参考) 1ユーロ(€)=143円、1ポンド(£)=162円、1スウェーデンクローネ(SEK)=13円(令和5年5月中の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)

(参考) 児童手当に関する制度改正の経緯①



※ 年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除(扶養控除の上乗せ部分)の廃止
(所得税:23年分～、住民税:24年度分～)

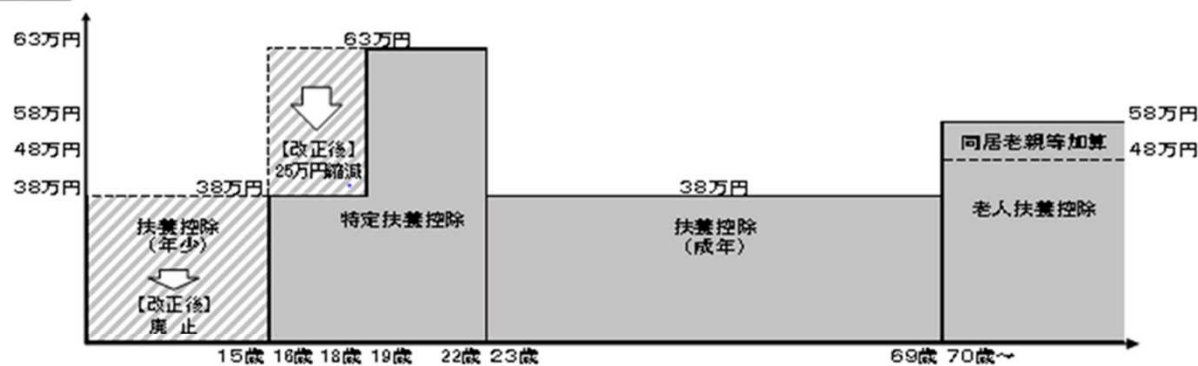
(参考) 児童手当に関する制度改正の経緯②

○平成22（2010）年に中学校修了まで支給対象を拡大する「子ども手当」が創設された際、年少扶養控除（15歳まで）が廃止されている。

- 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）を廃止する。
- 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止する。

※ 所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分から適用。

扶養控除(所得税)



扶養控除(住民税)



(出所) 財務省HPより抜粋

「こども誰でも通園制度（仮称）」

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

＜こども・子育て政策の強化について（試案）（令和5年3月31日）＞（抄）

- 0－2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て世帯の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があることから、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭への支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を検討する。当面は、未就園児のモデル事業の拡充を行いつつ、基盤整備を進める。

【新たな通園給付のイメージ】

- こども1人につき月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとすることを想定。
- また、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点などの幅広い事業者の取組を想定。

現行の子どものための教育・保育給付

- ・フルタイム就労の者
 - ・パートタイムの者（一定の就労時間以上）等
- ※保育の必要性を市町村が認定することが必要



こども誰でも通園制度（仮称）の創設

- ・専業主婦（夫）・育休中の在宅で子育てをする家庭 等
- ※就労の有無を問わない

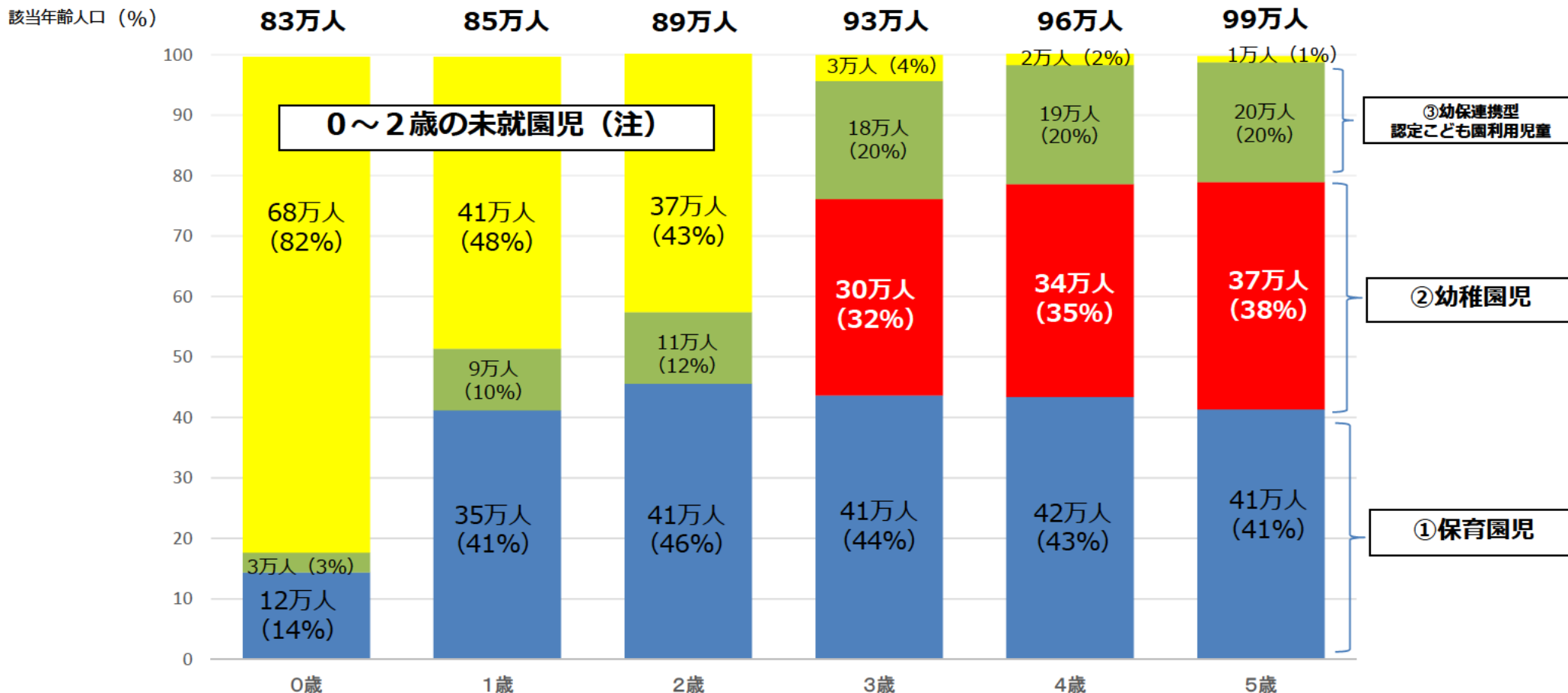
※令和5年度からは、未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施



- 在宅で子育てしている場合でも、専門職がいる場で、同世代と関わりながら成長できる機会を保障できる。
- 理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を解消できる。
- 給付制度化することで、全国的な提供体制の確保が進みやすくなる。

年齢別の未就園児の割合（令和3年度）

○ 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約146万人）、3～5歳児の約2%（約6万人）となっている。



(注)各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和3年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。

※幼保連携型認定こども園の数値は令和3年度「認定こども園に関する状況調査」（令和3年4月1日現在）より。

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和3年度「学校基本調査」（確定値、令和3年5月1日現在）より。

※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和3年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和2年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。

※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

參考資料

○ 取組の方向性

こどもまんなか社会の実現に向けて、デジタル技術を積極的に活用して、伴走型相談支援の実施、就労証明書に関する事務をはじめ、様々な事務において子育て家庭などが抱える様々な手間や負担を少しでも軽減し、こどもと向き合う時間を増やしていくことができるよう取り組んでいく。

(参考) 将来的に目指していくイメージ

